
**美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染
及び 災害の発生の防止に関する条例**

申 請 の 手 引 き

平成 2 2 年 7 月 1 日制定

令和 3 年 7 月 1 日改定

令和 6 年 8 月 1 9 日改定

美浜町役場 厚生部環境課

目 次

I	美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 の防止に関する条例の概要について . . .	1
II	条例・施行規則・様式	4
III	条例の解説	5 7
IV	土地の埋立て等を実施するにあたっての留意事項	6 9
	1 事業計画策定にあたって	6 9
	2 事業区域について	6 9
	3 使用する土砂等について	6 9
	4 説明会の開催について	7 0
	5 土採取との関連について	7 1
V	申請書等の作成要領	7 2
	1 土地の埋立て等許可申請書の記載	7 2
	2 添付書類の作成	7 3
	3 土地の埋立て等許可申請書・添付書類チェックシート . . .	7 5

I 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例について

1 改定の経緯

美浜町では、ここ数年山林や農地において樹木等を伐採し、その形状を変化させ土を採取し、町内外から土を搬入し、埋立てを行う事業が多く行われるようになってきました。また、事業規模についても大規模化の傾向が見受けられます。

安全で良好な地域環境を保全していくために土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、その事業主及び土地所有者等の責務を明らかにし、有害物質を含んだ土砂等を埋め立てることによる土壌汚染及び土砂の流出等の災害の発生等を防止することを目的として条例を制定し、必要な規制を行うこととしました。

しかし、これまでの条例は、自然発生土のみを対象にしていたため、人工的に加工した土砂等や建設工事に伴い副次的に得られた物品を処理した再生資材、いわゆる改良土や埋立て資材については規制の対象外としていました。

改良土等は比較的造成が容易なため、平地はもとより、土盛りが困難な山奥での土地造成を可能にしていることから、豊かな自然が残る本町において、森林伐採や風景が一変するほどの大規模な土地造成が行われるようになり、造成事業に関わる大型トラックが何十台と入っていく状況を見て、住民から不安の声が上がるようになりました。

このことから、本町においても、これら改良土等を使用した造成工事に歯止めをかけ、美浜の豊かな自然環境を守るため、今回の条例改正に至ったものです。

2 条例の骨子

(1) 許可制

一定規模以上の土地の埋立て等（土地の埋立て等を行う区域の面積が1,000㎡以上）について町の許可が必要です。必要に応じ周辺住民や隣接地権者への説明会の開催が義務付けられています。

(2) 許可基準

土地の埋立て等を行う場合には、許可基準を守らなければなりません。

ア 使用する土砂等

知事等から許認可を得た採取場から採取された土砂等、建設発生土のうち自然発生土であって第1種～第3種建設発生土（安全基準に適合するものに限る）となります。よって、改良土、埋立て資材については、埋立て等での使用を禁止します。

イ 使用する土砂等の基準

土地の埋立て等に使用する土砂等は、カドミウムその他有害物質による汚染状態に関する基準等に適合していなければなりません。

ウ 使用する土砂等の特定

土地の埋立て等に使用する土砂等については、発生場所を特定する必要があります。

エ 使用する土砂等の発生元

土砂等の発生元を愛知県内に限定します。

オ 施工に関する基準

土地の埋立て等を行う場合は、流出や崩落等を防止するため、施工に関する基準に適合した方法により行わなければなりません。

カ 環境保全等の基準

周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合した方法により行わなければなりません。

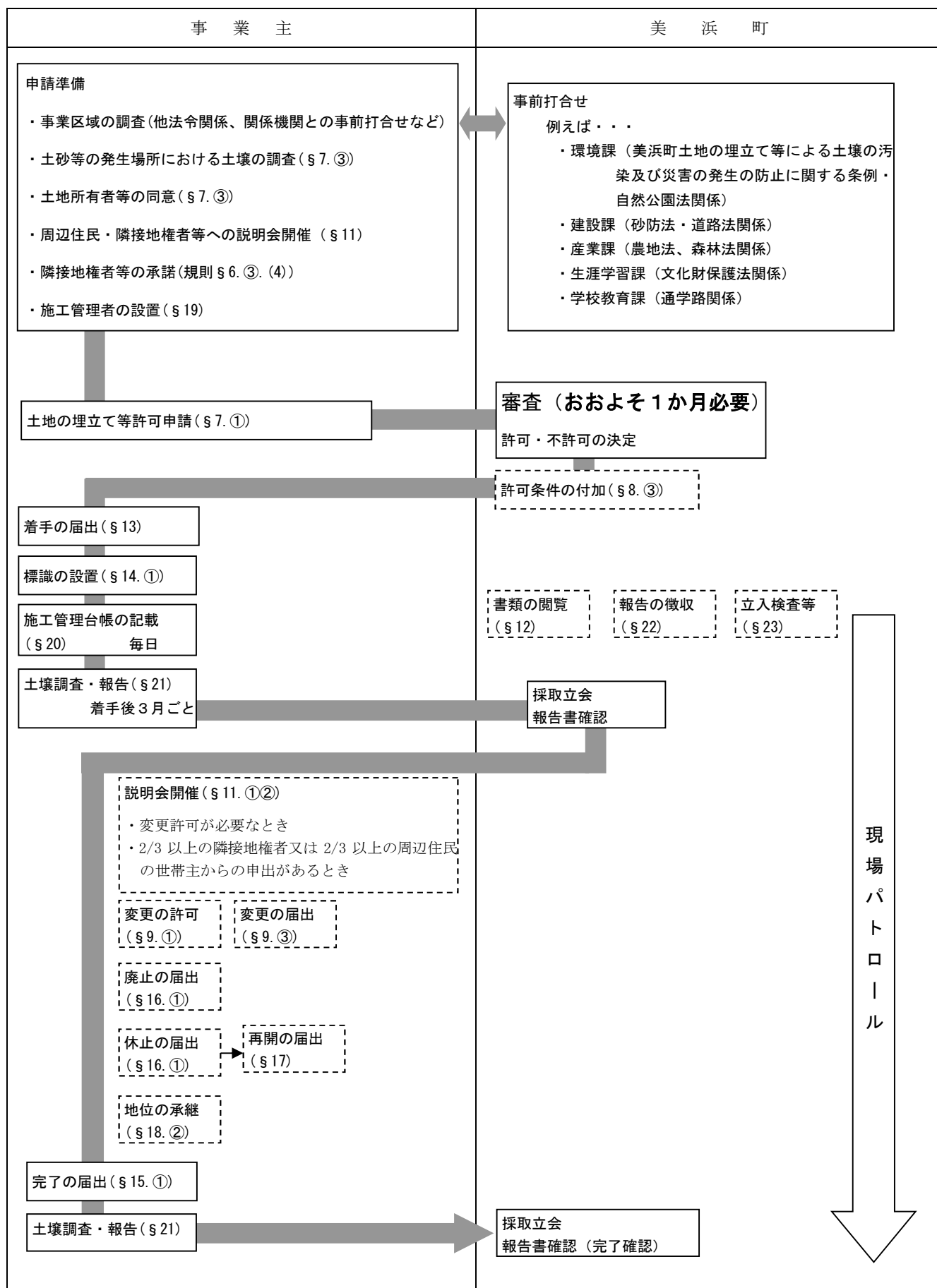
(3) 定期的な調査報告義務

搬入した土砂等について定期的に土壌調査を実施し、町へ報告する義務があります。

(4) 罰則

措置命令に違反した場合には、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処するなど罰則規定を設けています。

3 土地の埋立て等に関する事業の流れ



美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例	美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例施行規則
(目的) 第1条 この条例は、美浜町における土地の埋立て等について、町、事業主及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全の確保に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の行為をいう。 (2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。))を除く。)をいう。 (3) 改良土 土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を改良したものをいう。 (4) 埋立て資材 建設工事に伴い副次的に得られた物品を処理した再生資材その他これに準ずるものをいう。 (5) 事業区域 土地の埋立て等を行う区域をいう。 (6) 事業主 土地の埋立て等に関する請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。 (7) 土地所有者 事業区域の土地の所有者をいう。 (8) 隣接地権者等 事業区域に隣接する土地の所有者又は当該土地に関して用益権(地上権、永小作権、地役権、賃借権又は採石権をいう。以下同じ。)を有する者をいう。 (適用事業) 第3条 この条例は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上である土地の埋立て等(その区域に隣接又は近接する土地において、当該事業の事業主が、当該事業を施工しようとする日前3年以内に完了させた事業の事業区域の面積又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して1,000平方メートル以上になる	(趣旨) 第1条 この規則は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成22年美浜町条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

ものを含む。)について適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等	(適用外事業) 第2条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1) 地方共同法人日本下水道事業団 (2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合 (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合 (4) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社 (5) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社 (6) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社 (7) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人 (8) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人 (9) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人 (10) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し必要な措置を講ずることができるものとして町長が認めるもの 2 前項第10号の規定による町長の認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 (1) 定款又は寄附行為 (2) 法人登記事項証明書 (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表 第3条 条例第3条第2号の規則で定める土地の埋立て
--	--

(2) 法令の規定による許可等を受けた土地の埋立て等であって、規則で定めるもの (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等 (町の責務) 第4条 町は、町内における土地の埋立て等の状況を把	等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等とする。 第4条 条例第3条第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。 (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良に伴い行う土地の埋立て等で次に定める範囲のもの ア 盛土した部分の高さの最大値が1メートル以内 イ 切り下げた部分の深さの最大値が60センチメートル以内 ウ 掘削した部分の深さの最大値が60センチメートル以内 (2) 災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等 (3) 運動場、駐車場、資材置場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等 (4) 土地所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う土地の埋立て等 (5) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づく許可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業 (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等のたい積 (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域内から発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等 (8) 公共の利益にかなうものとして特に町長が認めるもの
--	--

握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、土地の埋立て等を行うときは、当該事業区域周辺の住民の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業主は、土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地所有者は、事業主に土地を提供しようとするときは、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。

2 土地所有者は、土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないと確認できないときは、事業主に対して土地を提供することのないよう努めなければならない。

3 土地所有者は、事業主が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業主に代わりその措置を講じなければならない。

4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。

(許可の申請)

第7条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 事業主は、前項の許可を受けようとするときは、規則で定める許可申請書を町長に提出しなければならない。

3 事業主は、前項の申請をしようとするときは、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の土地の埋立て等についての同意書
- (2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書
- (3) その他規則で定める書類

(許可の申請)

第5条 条例第7条第2項に規定する許可申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第2)とする。

2 条例第3条に規定する合算して1,000平方メートル以上の事業を申請するときは、既に完了した事業又は現在施工中の事業について併せて記載するものとする。

(添付書類)

第6条 条例第7条第3項第1号の同意書は、土地所有者等の同意書(様式第3)とする。

2 条例第7条第3項第2号の結果報告書は、説明会結果報告書(様式第4)とする。

3 条例第7条第3項第3号の規則で定める書類は、次に

	掲げるものとする。 (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図 (2) 事業主の住民票の写し(事業主が法人の場合にあつては、法人登記事項証明書) (3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の登記事項証明書並びに公図の写し (4) 隣接地権者等の承諾書(様式第 5) (5) 事業主が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第 6) (7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第 7) (8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図(様式第 8) (9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図 (10) 事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図及び流量計算書 (11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所の位置図、現況平面図及び面積計算書 (12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書 (13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第 9)及び地質分析(濃度)結果証明書(様式第 10。計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。) (14) よう壁を設置する場合にあつては、当該よう壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (15) 土地の埋立て等が法令等に基づく許可等を要するものである場合にあつては、当該法令等に基づく許可等を受けたことを証する書類又は許可等の見込みのあることを示す書類
--	---

(許可の基準等) 第8条 町長は、前条第1項の許可の申請の内容が、次の各号のいずれにも適合していなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害	(16) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの 4 前項第13号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。 (1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。 (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。 (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。 (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに行うこと。 5 第3項第13号に規定する土壌調査試料採取報告書及び地質分析(濃度)結果証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が、採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可を受けた採取場である場合は、土砂等売渡・譲渡証明書(様式第11)により代えることができる。 6 第3項第13号に規定する土壌調査試料採取報告書及び地質分析(濃度)結果証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等が、国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である場合は、省略することができる。 (許可の基準) 第7条 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1
---	---

物質(土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。 (2) 土地の埋立て等に改良土及び埋立て資材を使用するものでないこと。 (3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されており、かつ、愛知県の区域内であること。 (4) 土地の埋立て等の施工に関する計画が、規則で定める基準に適合していること。 (5) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画が、規則で定める基準に適合していること。 2 町長は、前条第1項の許可を受けようとする事業主が、別にこの条例に規定する許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、第24条又は第25条の規定による命令を受けているとき、若しくは必要な措置を完了していないときは、当該許可をしてはならない。 3 町長は、前条第1項の許可に、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な限度において、条件を付けることができる。 (変更の許可等) 第9条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、同条第2項に規定する許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。	に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の有害物質の汚染状態は、別表第1の左欄に掲げる物質の項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる環境上の条件に適合するものとする。 3 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。 4 条例第8条第1項第5号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。 (許可等の通知) 第8条 町長は、第5条第1項に規定する許可申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等許可書(様式第12)により事業主に通知するものとする。 2 町長は、前項の提出された申請書の内容を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等不許可通知書(様式第13)により事業主に通知するものとする。 (変更の許可の申請等) 第9条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第14)に条例第7条第3項に規定する書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて町長に提出しなければならない。 2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 (1) 事業主の住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称、法人にあってはその代表者の変更 (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。) (3) 土地の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を
---	---

3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた事業主は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に、町長に届け出なければならない。 (許可の取消し) 第10条 町長は、事業主が、偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。 (説明会の開催等) 第11条 事業主は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び当該事業区域の端から300メートル以内の土地に現に居住する住民(次項において「周辺住民」という。)に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。 2 事業主は、前項の規定にかかわらず、隣接地権者等の3分の2以上又は周辺住民の各世帯を代表する者の3分の2以上から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、申出があった日から14日以内に、これに応じなければならない。 3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、美浜町個人情報保護条例(平成18年美浜町条例第32号)の町の実施機関の例によ	短縮させるものに限る。) (4) 土地の埋立て等の施工に関する事業計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。) (5) 施工管理者の変更又はその者の氏名若しくは住所の変更 (変更の許可等の通知) 第10条 町長は、前条第1項に規定する申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等変更許可書(様式第15)により事業主に通知するものとする。 2 町長は、前項の提出された変更許可申請書の内容を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等変更不許可通知書(様式第16)により事業主に通知するものとする。 (軽微な変更の届出) 第11条 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微な変更の届出書(様式第17)によるものとする。 (許可の取消し) 第12条 条例第10条の規定による土地の埋立て等の許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消書(様式第18)によるものとする。
---	--

り、収集、保有、管理等するものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。

(書類の閲覧)

第 12 条 町長は、第 7 条第 2 項に規定する許可申請書の写しその他規則で定める書類について、周辺住民その他利害関係を有する者から請求があったときは、これを閲覧させることができる。

(着手の届出)

第 13 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の 7 日前までに町長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第 14 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主は、土地の埋立て等の施工期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

(書類の閲覧)

第 13 条 条例第 12 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第 7 条第 3 項による添付書類(土地所有者等の同意書、隣接地権者等の承諾書及び説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。)
- (2) 第 9 条第 1 項の規定による変更許可申請書の写し及び添付書類(土地所有者等の同意書、隣接地権者等の承諾書及び説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。)
- (3) 第 11 条の規定による軽微な変更の届出書の写し及び添付書類
- (4) 第 14 条の規定による土地の埋立て等着手届出書の写し及び添付書類
- (5) 第 16 条の規定による土地の埋立て等完了届出書の写し及び添付書類
- (6) 第 17 条の規定による土地の埋立て等廃止・休止届出書の写し及び添付書類
- (7) 第 18 条の規定による土地の埋立て等再開届出書の写し及び添付書類
- (8) 第 19 条の規定による土地の埋立て等地位承継届出書の写し及び添付書類
- (9) 第 21 条第 3 項の規定による報告書の写し及び添付書類
- (10) 条例第 22 条の規定による報告書の写し及び添付書類

(着手の届出)

第 14 条 条例第 13 条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届出書(様式第 19)によるものとする。

(標識の掲示)

第 15 条 条例第 14 条第 1 項の規定による標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第 20)とする。

2 第9条第1項の変更の許可を受けた事業主は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなくてはならない。 (完了の届出) 第15条 第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業主(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に町長に届け出なければならない。 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを遅滞なく確認しなければならない。 (廃止又は休止の届出) 第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から14日以内に町長に届け出なければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。 (再開の届出) 第17条 許可を受けた者は、前条第1項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに町長に届け出なければならない。 (地位の承継) 第18条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から14日以内に町長に届け出なければならない。 (施工管理者の設置等) 第19条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防	(完了の届出) 第16条 条例第15条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等完了届出書(様式第21)によるものとする。 (廃止又は休止の届出) 第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等廃止・休止届出書(様式第22)によるものとする。 (再開の届出) 第18条 条例第17条の規定による届出は、土地の埋立て等再開届出書(様式第23)によるものとする。 (地位の承継の届出) 第19条 条例第18条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届出書(様式第24)によるものとする。
--	--

止のために必要な施工上の管理をつかさどる者として施工管理者を設置し、施工上の管理をさせなければならない。

(帳簿への記載)

第 20 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

(土壌の調査等)

第21条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を町長に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し、土地の埋立て等の進行状況その

(帳簿への記載)

第 20 条 条例第 20 条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第 25)により、施工期間中毎日行わなければならない。

2 条例第 20 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 記録者氏名
- (4) 搬入時刻
- (5) 搬入車両登録番号
- (6) 搬入業者の名称
- (7) 運転者氏名
- (8) 数量
- (9) 土砂等の積み込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) その他土地の埋立て等の施工に必要な事項

(土壌の調査等)

第21条 第6条第4項の規定は、条例第21条に規定する土壌の調査について準用する。

2 前項の調査は、条例第 21 条の各期間経過後町長の指定する職員の立会いの上、速やかに行わなければならない。

3 条例第 21 条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前項の規定により採取した試料ごとの地質分析(濃度)結果証明書
- (3) 期間中における、土地の埋立て等施工管理台帳

他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。 2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた事業主は、求められた日から 14 日以内に報告又は資料の提出をしなければならない。 (立入検査等) 第 23 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業区域又は事業主の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土地の埋立て等に用いる土砂等を採取させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第 1 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (改善命令) 第 24 条 町長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを命ずることができる。 (1) 第 9 条第 3 項の規定による届出をしないとき。 (2) 第 11 条第 2 項の規定による説明会を開催しないとき。 (3) 第 13 条の規定による届出をしないとき。 (4) 第 14 条の規定による標識を設置しないとき、又は変更しないとき。 (5) 第 15 条第 1 項の規定による届出をしないとき (6) 第 16 条第 1 項の規定による届出をしないとき。 (7) 第 17 条の規定による届出をしないとき。 (8) 第 18 条第 2 項の規定による届出をしないとき。 (9) 第 21 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (10) 第 22 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (11) 第 23 条第 1 項の規定による検査又は採取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定によ	(身分証明書の様式) 第 22 条 条例第 23 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 26)によるものとする。 (改善命令) 第 23 条 条例第 24 条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第 27)によるものとする。
--	--

る質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令)

第 25 条 町長は、第 8 条第 1 項に規定する許可の基準又は同条第 3 項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っている事業主に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止、土砂等の除去若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のため必要な措置をとることを命じることができる。

2 町長は、第 7 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の許可を受けずに土地の埋立て等を施工している事業主又は第 10 条の規定により許可を取り消された事業主に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止、土砂等の除去若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のため必要な措置をとることを命じることができる。

3 町長は、土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、当該土地の埋立て等の停止その他必要な措置をとることを命じることができる。

(土地所有者への勧告)

第 26 条 町長は、事業主が前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(土地所有者への命令)

第 27 条 町長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを命じることができる。

(代執行)

第 28 条 町長は、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の規定に基づき、代執行をすることができる。

(公表)

第 29 条 町長は、事業主が第 25 条第 1 項又は第 2 項の

(措置命令)

第 24 条 条例第 25 条の規定による措置命令は、措置命令書(様式第 28)によるものとする。

(土地所有者への改善勧告)

第 25 条 条例第 26 条の規定による勧告は、土地所有者への改善勧告書(様式第 29)によるものとする。

(土地所有者への措置命令)

第 26 条 条例第 27 条の規定による措置命令は、土地所有者への措置命令書(様式第 30)によるものとする。

(公表)

第 27 条 条例第 29 条の規定による公表は、町役場前掲

規定による命令に違反したときは、その氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及びその事実を公表することができる。 (委任) 第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第31条 第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 2 第24条第9号の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。 3 第24条第2号、第10号又は第11号の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。 第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。 第33条 第24条第1号又は第3号から第8号までのいずれかの規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。 3 この条例の施行の際、土を採取する事業を現に着手している場合において、当該事業の施工に伴い行われる土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。 4 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等の事業主は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から30日以内に当該土地の埋立て等の事業区域ごとに、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。 5 前項に規定する届出書に変更があるときは、変更を	示場への掲示及び町広報紙への掲載により行うものとする。 (経過措置による届出書) 第28条 条例附則第4項の届出書は、施工事業届出書（様式第31）とする。 2 条例附則第5項の届出書は、施工事業変更届出書（様
---	--

した日から 14 日以内に、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。 6 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等について、当該土地の埋立て等の区域が第 4 項の届出の内容と合算して 1,000 平方メートル以上に拡大されたときは、施行日以後に拡大された事業区域については、第 2 項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。ただし、この場合において、事業主が第 9 条第 1 項に規定する変更の許可を受けようとするときは、この条例による改正後の美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を適用するものとする。	式第 32) とする。 (書類の提出部数) 第 29 条 条例及びこの規則により町長に提出する書類の提出部数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 第 5 条第 1 項の規定による土地の埋立て等許可申請書及び添付書類 正本 1 部及び副本 3 部 (2) 第 9 条第 1 項の規定による土地の埋立て等変更許可申請書及び添付書類 正本 1 部及び副本 3 部 (3) その他の報告書及び届出書 1 部 (委任) 第 30 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 この規則は、令和 6 年 8 月 19 日から施行する。
---	--

別表第 1 (第 7 条関係)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ひ素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下であること

備考

測定に当たっては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号)によること。ただし、水素イオン濃度については日本産業規格に定める方法によること。

別表第2(第7条関係)

施工に関する基準

- 1 事業区域には、次に掲げる区分に応じた保安距離を確保すること。
 - (1) 隣接地に国道、県道及び町道等がある場合 その境界から5メートル以上
 - (2) 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上
 - (3) 事業区域の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上
 - (4) 隣接地に宅地がある場合 その境界から5メートル以上
 - (5) その他の場合 隣接地の境界から2メートル以上
- 2 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合 土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 4 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(よう壁を設置する場合にあっては、当該よう壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(よう壁を設置する場合にあっては、当該よう壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表のとおりとする。

土砂等の区分	埋立て等の高さ	のり面のこう配
粒度分布の良い砂、れき及び細粒分混じりれき	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
	5メートルを超え15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
粒度分布の悪い砂	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
	5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
柔らかい粘性土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
その他	15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上のこう配

- 5 よう壁を設置する場合の当該よう壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 6 土地の埋立て等の高さが5メートルを超える場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準によりえん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第 3 (第 7 条関係)

生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な措置に関する基準

土地の埋立て等の施工管理体制	1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。その高さは、150 センチメートル以上とし、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 3 事業区域内に立ち入らない旨の看板を設置すること。 4 事業区域への出入口は、原則として 1 か所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の搬入及び作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。 6 作業時間は、原則として午前 8 時から午後 5 時までとすること。
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	1 土地の埋立て等に伴い、粉じんが発生する場合については、散水、防じん剤散布等発生を抑制するための措置を講じること。 2 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 3 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
騒音及び振動の防止対策	騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年愛知県条例第 7 号)に規定する特定建設作業に準じること。
交通安全対策	1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 搬入経路が通学路に当たるときは、美浜町教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講じること。 3 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等による汚損等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。
その他生活環境の保全及び災害の発生の防止対策	1 着手の日から 2 年以内に完了する事業計画となっていること。ただし、土砂等の入替えを常とする一時的なたい積を行う場合は、この限りではない。 2 事業区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講じること。 3 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木に影響を及ぼさないこと、又は機能を阻害させないこと。 4 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施工前及び施工後に調査等を行い、影響がある場合は、必要な措置を講じること。

様式第 1（第 2 条関係）

認 定 申 請 書

年 月 日

美浜町長 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

(1) 定款又は寄附行為

(2) 法人登記事項証明書

(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第 2 (第 5 条関係)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

美浜町長 様

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けたいので申請します。

記

事業計画

土地の埋立て等の目的		
事業区域の所在地及び面積	所在地	面積
	[]	[] m ²
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
施工管理者の住所、氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

- 備考 1 事業計画各欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、各資料を添付してください。
- 2 合算して 1,000 平方メートル以上になる事業を申請するときは、事業区域の所在地及び面積欄の [] 内に既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載してください。

様式第3（第6条関係）

土地所有者等の同意書

年 月 日

様

土地所有者等 住 所
氏 名
電話番号

土地の埋立て等の実施について、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定を理解し、土地所有者等として同意します。

記

1 土地の埋立て等の概要

種 類	埋 立 て ・ 盛 土 ・ た い 積		
事業主の住所		事業主の氏名	
事業区域の所在地		事業区域の面積	m ²
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		

2 所有権等を有する土地

所 在	地番	地目	面積(m ²)	権利の種類
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他（ ）
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他（ ）
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他（ ）

備考 「権利の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

参考 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例抜粋
(事業主の責務)

- 第5条 事業主は、土地の埋立て等を行うときは、当該事業区域周辺の住民の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業主は、土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 事業主は、土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。

(土地所有者の責務)

- 第6条 土地所有者は、事業主に土地を提供しようとするときは、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。
- 2 土地所有者は、土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないと確認できないときは、事業主に対して土地を提供することのないよう努めなければならない。
- 3 土地所有者は、事業主が前条第1項に規定する措置を講じないときは、事業主に代わりその措置を講じなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。

様式第 4（第 6 条関係）

説明会結果報告書

年 月 日

美浜町長 様

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 1 条

第 1 項

に規定する説明会を次のとおり開催したので報告します。

第 2 項

記

開 催 場 所	
開 催 日 時	年 月 日（ ）： ～：
説 明 内 容	
住民からの 要望事項等	
参加者数	

添付書類

- 1 説明会での配布資料等
- 2 開催通知文等
- 3 議事録

様式第5（第6条関係）

隣接地権者等の承諾書

年 月 日

様

隣接地権者等 住 所
氏 名
電話番号

土地の埋立て等について、隣接地権者等として承諾します。

1 土地の埋立て等の概要

種 類	埋 立 て ・ 盛 土 ・ た い 積		
事業主の住所		事業主の氏名	
事業区域の所在地		事業区域の面積	m ²
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		

2 所有権等を有する土地

所 在	地番	地目	面積(m ²)	権利の種類
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他 ()
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他 ()
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他 ()
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他 ()

備考 「権利の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第 6 （第 6 条関係）

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元事業者名	搬 入 計 画					
	発生場所	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分
				～	～	
合 計						

備考 1 搬入土砂等区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 1 9 号)別表第 1 の区分を記載してください。

2 搬入経路図を添付してください。

様式第 7（第 6 条関係）

土砂等発生元証明書

年 月 日

美浜町長 様
土砂等の発生者 住所

氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工 事 に 係 る 土 砂 等 の 発 生 量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発 生 土 砂 等 の 運 搬 契 約 者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発 生 土 砂 等 の 最 終 処 分 事 業 者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 1 9 号)別表第 1 の区分を記載してください。

様式第 8（第 6 条関係）

土砂等の発生から処分までの経過を示した図

【元請（土砂等発生元）】 （住所） （氏名） （TEL）	《土砂発生場所》 《土砂等発生量》 《当該土地所有者》 （住所） （氏名）
	
【下請・孫請等】 （住所） （氏名） （TEL）	《工事発注者》 （住所） （氏名） （TEL） 《工事名》
	
（住所） （氏名） （TEL）	《土砂等発生期間》 年 月 日～ 年 月 日
	
【事業主】 （住所） （氏名） （TEL）	

様式第 9（第 6 条関係）

土壌調査試料採取報告書

年 月 日

美浜町長 様

報告者 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 6 条第 4 項の
規定する土壌の調査の試料を下記のとおり採取したので報告します。

記

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 場 所	
採 取 日 の 天 候	
採 取 深 度	

備考 検体番号の欄には、この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

地質分析(濃度)結果証明書									
年 月 日					年 月 日				
様					分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士				
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。 (検体番号)									
項 目		単位	測定値	基準値	測 定 方 法				
カドミウム		mg/ℓ							
全シアン		mg/ℓ							
有機りん		mg/ℓ							
鉛		mg/ℓ							
六価クロム		mg/ℓ							
ひ素		mg/ℓ							
総水銀		mg/ℓ							
アルキル水銀		mg/ℓ							
PCB		mg/ℓ							
ジクロロメタン		mg/ℓ							
四塩化炭素		mg/ℓ							
クロロエチレン		mg/ℓ							
1, 2-ジクロロエタン		mg/ℓ							
1, 1-ジクロロエチレン		mg/ℓ							
1, 2-ジクロロエチレン		mg/ℓ							
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/ℓ							
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/ℓ							
トリクロロエチレン		mg/ℓ							
テトラクロロエチレン		mg/ℓ							
1, 3-ジクロロプロペン		mg/ℓ							
チウラム		mg/ℓ							
シマジン		mg/ℓ							
チオベンカルブ		mg/ℓ							
ベンゼン		mg/ℓ							
セレン		mg/ℓ							
ふっ素		mg/ℓ							
ほう素		mg/ℓ							
1, 4-ジオキサン		mg/ℓ							
水素イオン濃度		—							
農用地 (田に限る。)	ひ素	mg/kg							含有試験
	銅	mg/kg							
検体の性状		形状		色				におい	
備考									

3 1

様式第 1 1 （第 6 条関係）

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

様

土砂等売渡・譲渡者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

あなた様が美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく事業区域に搬入する土砂等については、現在、採石法第 3 3 条又は砂利採取法第 1 6 条の認可を受けている下記の採取場から採取されたものであることを証明します。

記

認可採取場の位置	
採取計画の認可番号	
認可期間	年 月 日～ 年 月 日
認可採取量	m ³
事業区域の所在地	美浜町
売渡又は譲渡の土量	m ³
売渡又は譲渡の期間	年 月 日～ 年 月 日

様

美浜町長

土地の埋立て等許可書

年 月 日付けで申請のありました土地の埋立て等につきまして、下記の条件を付して許可します。

記

許可番号		
事業区域	所在地	
	面 積	m ²
許可条件		

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 年 月 日 号

様

美浜町長

土地の埋立て等不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました土地の埋立て等につきましては、下記のとおり不許可とします。

記

事業区域	所在地	
	面 積	m ²
不許可の理由		

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第 1 4 （第 9 条関係）

土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

美浜町長 様

申請者 住所

氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 9 条第 1 項の規定による変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記		
許可を受けた 年月日及び許可 の番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

備考 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 3 項に掲げる図書のうち、変更に係る事項に関するものを添付してください。

年 月 日

様

美浜町長

土地の埋立て等変更許可書

年 月 日付けで変更許可申請のありました土地の埋立て等について、下記の条件を付けて許可します。

記

変更許可番号	
許可条件	

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 年 月 日 号

様

美浜町長

土地の埋立て等変更不許可通知書

年 月 日付けで変更許可申請のありました土地の埋立て等につきましては、下記のとおり不許可とします。

記

不許可の理由

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 17（第 11 条関係）

土地の埋立て等軽微な変更の届出書

年 月 日

美浜町長 様
届出者 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記		
許可を受けた 年月日及び許可 の番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日	

備考 1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付してください。
2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人登記事項証明書を添付してください。

第 年 月 日 号

様

美浜町長

土地の埋立て等許可取消書

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、下記の理由により許可を取り消したので通知します。

記

取消理由

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第 19（第 14 条関係）

土地の埋立て等着手届出書

年 月 日

美浜町長 様
事業主 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可に係る土地の埋立て等に着手したので、同条例第 13 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記	
許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 第 号
着 手 年 月 日	年 月 日

- 添付書類
- 1 事業開始前の現場写真
 - 2 土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第 20)の写真

様式第 2 0（第 1 5 条関係）

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日
埋 立 て 等 区 域 の 面 積	m ²
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
施 工 管 理 者 の 氏 名	

寸法は、横 1 0 0 センチメートル以上で縦 7 0 センチメートル以上とする。

様式第 2 1（第 1 6 条関係）

土地の埋立て等完了届出書

年 月 日

美浜町長 様
事業主 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を完了したので、同条例第 1 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記	
許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 竣工図面（平面図及び断面図）及び現場写真を添付してください。

様式第 2 2（第 1 7 条関係）

土地の埋立て等廃止・休止届出書

年 月 日

美浜町長 様

事業主 住所

氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を廃止(休止)したので、同条例第 1 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記	
許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 第 号
計画期間及び廃止年月日 又は休止期間	計 画 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
	廃止年月日 年 月 日
	(休 止 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日)

- 備考 1 土地の埋立て等を廃止した場合には、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面及び現場写真を添付してください。
- 2 土地の埋立て等を休止した場合には、埋立て等区域外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面及び現場写真を添付してください。

様式第 2 3（第 1 8 条関係）

土地の埋立て等再開届出書

年 月 日

美浜町長 様

届出者 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を再開したので、同条例第 1 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記	
許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

様式第 2 4（第 1 9 条関係）

土地の埋立て等地位承継届出書

年 月 日

美浜町長 殿

届出者 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第 1 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記	
許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日

備考 承継の事実を証する書類を添付してください。

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称：

記録者氏名：

事業区域の位置：

面積：

m²

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	運転者氏名	数量(m ³)	土砂等の積込み場所
1	:					
2	:					
3	:					
4	:					
5	:					
6	:					
7	:					
8	:					
9	:					
10	:					
11	:					
12	:					
13	:					
14	:					
15	:					
16	:					
17	:					
18	:					
19	:					
20	:					

施工作業の内容

その他土地の埋立て等の施工に必要な事項

様式第 2 6（第 2 2 条関係）

（表）

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属	年 月 日生
	職 名	
	氏 名	
上記の者は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例第 2 3 条第 1 項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。		
発 行 日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
美浜町長		

（裏）

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例抜粋

（立入検査等）

第 23 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業区域又は事業主の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土地の埋立て等に用いる土砂等を採取させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 27（第 23 条関係）

第 号
年 月 日

様

美浜町長

改 善 命 令 書

あなたが、下記の事業区域で実施している土地の埋立て等は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 条第 項に違反しているので、同条例第 24 条 号の規定に基づき、速やかに改善するよう下記のとおり命令します。

なお、 年 月 日までにその措置を完了すること。

記

1 事業区域の所在地

2 違反内容

3 改善命令の内容

4 その他

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第 28（第 24 条関係）

第 号
年 月 日

様

美浜町長

措 置 命 令 書

あなた様が、下記の事業区域で実施している土地の埋立て等について、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 25 条第 号の規定に基づき下記のとおり命令します。

記

1 措置命令 停止命令・原状回復命令・改善命令・緊急措置命令

2 事業区域の所在地

3 措置命令の内容

4 許可番号等

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 年 月 号
日

様

美浜町長

土地所有者への改善勧告書

あなたが所有する土地が含まれる下記の事業区域で施工されている土地の埋立て等は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 条第 項に違反しているので、事業主に対し措置命令を行いました。これに従わないため同条例第 26 条の規定に基づき、土地の所有者である貴殿に対し速やかに改善するよう下記のとおり勧告します。

なお、 年 月 日までにその措置を完了してください。

記

1 事業区域の所在地

2 違反内容

3 勧告内容

4 その他

第 号
年 月 日

様

美浜町長

土地所有者への措置命令書

あなたが所有する土地が含まれる下記の事業区域で施工されている土地の埋立て等は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 条第 項に違反しているので、同条例第26条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、 年 月 日までにその措置を完了してください。

記

1 措置命令 停止命令・原状回復命令・改善命令・緊急措置命令

2 事業区域の所在地

3 措置命令の内容

4 許可番号等

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 3 1（第 2 8 条関係）

施工事業届出書

年 月 日

美浜町長 様

事業主 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例附則第 4 項の規定により実施している土地の埋立て等について、下記のとおり届け出ます。

記

土地の埋立て等の目的	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日

備考 位置図（1／1 0 0 0 0 程度の図面）及び見取図（1／2 5 0 0 程度の図面）を添付してください。

様式第 3 2（第 2 8 条関係）

施工事業変更届出書

年 月 日

美浜町長 様

申請者 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例附則第 4 項の規定により届出をした土地の埋立て等について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 変更に係る説明資料がある場合は添付してください。

添付資料（土地の埋立て等の施工に関する計画）

項 目		回 答	確認できる図面等
1	事業区域内に規定された保安距離を確保しているか	はい ・ いいえ	
2	滑りやすい土質の層があるか	ない ・ ある 「ある」の場合講じる措置	
3	事業区域は著しく傾斜した土地（30°以上の傾斜）か	いいえ ・ はい 「はい」の場合講じる措置	
4	土地の埋立て等の高さ 土砂等の区分 こう配：垂直距離1mに対する水平距離	m m	
5	よう壁を設置するか	いいえ ・ はい 「はい」の場合宅地造成等規制法施行令の規定に適合しているか 適合 ・ 不適合	
6	土地の埋立て等の高さが5m以上の場合、高さ5mごとに幅1mの段を設置しているか また、段及びのり面に排水溝を設置しているか	設置している ・ いらない 設置している ・ いらない	
7	完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊がないよう十分な敷きならし締め固め等を講じるか	講じる ・ 講じない 「講じる」場合は具体的な方法	
8	のり面の保護方法	石張り・芝張り・モルタル吹付 その他（ ）	
9	事業区域における土砂等の飛散流出防止のための措置	芝張り・植栽 その他（ ）	

《土地の埋立て等の施工管理体制》

項 目		回 答
1	常駐する施工管理者名	
2	進入防止柵の設置 事業区域内を容易に目視できる構造か	設置する ・ 設置しない 「設置する」の場合の柵の高さ m
3	事業区域への出入口の箇所数 作業終了後は施錠するか	箇所 施錠する ・ しない
4	土砂等の搬入時間・作業時間	日・祝日・年末年始を除く日の [搬入時間] : ~ : [作業時間] : ~ :

《粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策》

1	粉じんの発生を抑制するための措置	
2	事業区域内の雨水等を適切に排水する措置	
3	事業区域外から事業区域への雨水等の流入対策	
	事業区域から事業区域外への雨水等の流出対策	

《騒音及び振動の防止》

1	騒音対策	
2	振動対策	

《交通安全対策》

1	道路管理者との協議内容及び対応	
2	搬入経路が通学路に当たる場合 学校教育課との協議内容及び対応	
3	事業区域からの土砂等による汚損等の防止方法	
4	他の交通に支障が出る場合の対応	

《その他生活環境の保全及び災害の防止対策》

1	事業期間	年 月 日～ 年 月 日
2	周辺地域の住民の健康及び財産に係る被害防止のための措置	
3	影響の有無	
	公共物	有 →影響がある場合の対応 無
	工作物	有 →影響がある場合の対応 無
	樹木	有 →影響がある場合の対応 無
	地下水	有 →影響がある場合の対応 無
	その他（ ）	有 →影響がある場合の対応 無

Ⅲ 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び

災害の発生防止に関する条例の解説

(目的)

第 1 条 この条例は、美浜町における土地の埋立て等について、町、事業主及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全の確保に寄与することを目的とする。

趣旨

- 1 本条は、この条例の目的を定めたものであり、本条例の解釈及び運用は、この目的規定を基本として行われることになります。
- 2 この条例は、土砂等による無秩序な土地の埋立て等を防止することを目的としており、土砂等による土地の埋立て等そのものを防止するものではありません。

解説

- 1 本条例で規制する行為の種類は、埋立て、盛土及びたい積の 3 種類です。
埋立て…周辺地盤面より低い窪地を埋めること
盛 土…周辺の地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの
たい積…周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等をたい積するものであり、将来その形状の変更が予想されているもの
- 2 生活環境の保全とは、埋立て等によって発生する騒音、振動、粉じん以外にも自然環境を含む良好な生活環境の確保をいいます。また、災害の防止とは、無秩序な土地の埋立て等によって生じる土壌汚染や土砂等の崩落等の防止を想定しています。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の行為をいう。
- (2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)を除く。)をいう。
- (3) 改良土 土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を改良したものをいう。
- (4) 埋立て資材 建設工事に伴い副次的に得られた物品を処理した再生資材その他これに準ずるものをいう。
- (5) 事業区域 土地の埋立て等を行う区域をいう。
- (6) 事業主 土地の埋立て等に関する請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。
- (7) 土地所有者 事業区域の土地の所有者をいう。
- (8) 隣接地権者等 事業区域に隣接する土地の所有者又は当該土地に関して用益権(地上権、永小作権、地役権、賃借権又は採石権をいう。以下同じ。)を有する者をいう。

趣旨 本条例における用語の定義を定めています。

解説

- 1 土砂とは、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいい、岩石や化石などの自然物を含めて土砂等といいます。
- 2 土砂等については、有価物か無価物かは問いません。
- 3 事業区域には、保安区域を含みますが、進入路や現場事務所の敷地等は含みません。

(適用事業)

第3条 この条例は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上である土地の埋立て等(その区域に隣接又は近接する土地において、当該事業の事業主が、当該事業を施工しようとする日前3年以内に完了させた事業の事業区域の面積又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して1,000平方メートル以上になるものを含む。)について適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (2) 法令の規定による許可等を受けた土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

趣旨 本条例を適用する埋立て等の範囲を定めています。

解説

- 1 規制の対象となるのは、1,000平方メートル以上の土地の埋立て等です。ただし、隣接又は近接する土地において当該事業の事業主が3年以内に完了させた事業区域の面積又は現在施工中の事業区域の面積を合算して1,000平方メートル以上であれば規制の対象になります。
- 2 近接する土地とは、道路や水路など公共用地を間に挟んだ土地をいいます。
- 3 公共事業に使用される土砂等については、発注者が責任をもって埋立て等を実施するため無秩序に埋立て等が行われることはないと判断し、適用除外としました。
なお、公共事業から発生する土砂等による埋立て等については、当該工事の請負人が土砂等を発生させる者となり、規制の対象となります。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行われる埋立て等については、規則により適用除外としました。

(町の責務)

第4条 町は、町内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。

趣旨 町の基本的な責務を明らかにしました。

解説 町では、日常的なパトロール、事業主の指導、普及啓発活動等を実施し、町内での土地の埋立て等が適正に行われるよう努めます。

(事業主の責務)

- 第5条 事業主は、土地の埋立て等を行うときは、当該事業区域周辺の住民の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業主は、土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 事業主は、土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。

趣旨 土地の埋立て等を行う事業主の責務を明らかにしました。

解説

- 1 事業区域周辺とは、事業区域の境界から半径300メートルを想定しています。
- 2 土地の埋立て等を施工する場合は、この条例による基準を遵守し、無秩序な埋立て等とならないようにしなければなりません。

(土地所有者の責務)

- 第6条 土地所有者は、事業主に土地を提供しようとするときは、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。
- 2 土地所有者は、土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないと確認できないときは、事業主に対して土地を提供することのないよう努めなければならない。
- 3 土地所有者は、事業主が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業主に代わりその措置を講じなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。

趣旨 土地所有者の責務を明らかにしました。

解説 土地所有者は、住民の安全と良好な生活環境の確保に関して基本的な責務があることを認識したうえで土地を提供する必要があります。

(許可の申請)

- 第7条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。
- 2 事業主は、前項の許可を受けようとするときは、規則で定める許可申請書を町長に提出しなければならない。
- 3 事業主は、前項の申請をしようとするときは、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の土地の埋立て等についての同意書
 - (2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書
 - (3) その他規則で定める書類

趣旨 本条は、土砂等による土地の埋立て等についての許可制度の規定です。

解説

- 1 事業主は、事業を開始する前に町長の許可をとらなければなりません。許可申請書の審査にはおよそ1か月が必要です。
- 2 許可申請書に必要事項を記載し、必要図書を添付して申請しなければなりません。

(許可の基準等)

第8条 町長は、前条第1項の許可の申請の内容が、次の各号のいずれにも適合していなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質(土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。
 - (2) 土地の埋立て等に改良土及び埋立て資材を使用するものでないこと。
 - (3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されており、かつ、愛知県の区域内であること。
 - (4) 土地の埋立て等の施工に関する計画が、規則で定める基準に適合していること。
 - (5) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生防止に関する計画が、規則で定める基準に適合していること。
- 2 町長は、前条第1項の許可を受けようとする事業主が、別にこの条例に規定する許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、第24条又は第25条の規定による命令を受けているとき、若しくは必要な措置を完了していないときは、当該許可をしてはならない。
 - 3 町長は、前条第1項の許可に、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生防止のために必要な限度において、条件を付けることができる。

趣旨 本条は、許可を行う際の基準についての規定です。

解説

- 1 改良土、埋立て資材、安全基準に適合しない土砂等、第4種建設発生土及び泥土については、埋立て等での使用を禁止します。従って、この条例により使用できる土砂等は、知事等から許認可を得た採取場から採取された土砂等、建設発生土のうち自然発生土であって第1種～第3種建設発生土(安全基準に適合するものに限る)となります。
- 2 有害物質による汚染の状態に関する基準については、土壤汚染に係る環境基準に準じて設定しました。
- 3 施工に関する基準としては、埋立て等の高さやのり面のこう配などについて規定しています。
- 4 生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準としては、施工管理体制、騒音や振動の防止対策などについて規定しています。

(変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、同条第2項に規定する

許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた事業主は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に、町長に届け出なければならない。

趣旨 本条は、埋立て等の変更許可についての規定です。

解説 既に許可を受けていても事業区域の面積や期間などに変更が生じる場合は、あらかじめ変更内容について変更許可が必要です。

なお、許可を受けた者の氏名や住所の変更など、計画の内容に変更が生じない軽微な場合は、届出で足りることとしています。

(許可の取消し)

第10条 町長は、事業主が、偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

趣旨 本条は、許可の取消しについての規定です。

解説 不正な手段で許可を受けたときは、許可を取り消すことができることとしています。

(説明会の開催等)

第11条 事業主は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び当該事業区域の端から300メートル以内の土地に現に居住する住民(次項において「周辺住民」という。)に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。

2 事業主は、前項の規定にかかわらず、隣接地権者等の3分の2以上又は周辺住民の各世帯を代表する者の3分の2以上から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、申し出があった日から14日以内に、これに応じなければならない。

3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、美浜町個人情報保護条例(平成18年美浜町条例第32号)の町の実施機関の例により、収集、保有、管理等するものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。

趣旨 本条は、周辺住民等に対する説明方法などについて規定しています。

解説 説明会は、隣接地権者等及び周辺住民に対して開催しなければなりません。

また、許可申請の前後を問わず、隣接地権者等の3分の2以上又は周辺住民の各世帯を代表する者の3分の2以上から説明会開催の申出があるときは、申し出があった日から14日以内に説明会を開催しなければなりません。

(書類の閲覧)

第 12 条 町長は、第 7 条第 2 項に規定する許可申請書の写しその他規則で定める書類について、周辺住民その他利害関係を有する者から請求があったときは、これを閲覧させることができる。

趣旨 本条は、許可申請書その他の書類の閲覧について規定しています。

解説 許可申請書、変更許可申請書、変更届出書などの書類について、閲覧請求があったときは閲覧させることができることとしています。

(着手の届出)

第 13 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の 7 日前までに町長に届け出なければならない。

趣旨 本条は、着手の届出義務について規定しています。

解説 事業に着手する日の 7 日前までに着手届出書を提出しなければなりません。

(標識の設置)

第 14 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主は、土地の埋立て等の施工期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた事業主は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなくてはならない。

趣旨 本条は、許可を受けた者の標識の設置義務について規定しています。

解説

- 1 事業区域の周辺住民等に対して、土地の埋立て等の概要を周知するため標識を設置しなければなりません。
- 2 標識の大きさは、横 1 0 0 センチメートル以上、縦 7 0 センチメートル以上とし、搬入車両の出入口付近などの見やすい場所に設置してください。

(完了の届出)

第 15 条 第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けた事業主(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から 14 日以内に町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを遅滞なく確認しなければならない。

趣旨 本条は、完了の届出義務について規定しています。

解説 事業が完了した日から 1 4 日以内に完了届出書を提出しなければなりません。なお、事実発生日を第 1 日とします。

(廃止又は休止の届出)

第 16 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から 14 日以内に町長に届け出なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

趣旨 本条は、廃止又は休止の届出義務について規定しています。

解説 事業に廃止又は休止した日から 14 日以内に廃止・休止届出書を提出しなければなりません。
なお、事実発生日を第 1 日とします。

(再開の届出)

第 17 条 許可を受けた者は、前条第 1 項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の 7 日前までに町長に届け出なければならない。

趣旨 本条は、再開の届出義務について規定しています。

解説 事業を再開する日の 7 日前までに再開届出書を提出しなければなりません。

(地位の承継)

第 18 条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から 14 日以内に町長に届け出なければならない。

趣旨 本条は、許可を受けた者の地位の承継について規定しています。

解説

- 1 相続及び分割があった場合には、埋立て等を行う権原全部を承継することのみを認めることとします。
- 2 埋立て等を行う権原の譲渡があった場合は、この条例においては承継を認めていません。

(施工管理者の設置等)

第 19 条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者として施工管理者を設置し、施工上の管理をさせなければならない。

趣旨 本条は、適正な施工を確保するため施工管理者の設置について規定しています。

解説 土地の埋立て等の施工にあたっては、施工管理者を常駐させなければなりません。施工管理者

については、土木工事の施工に関し、管理の経験がある者としませんが、建設業法施行規則で規定している土木施工管理技術検定に合格している必要はありません。

(帳簿への記載)

第 20 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

趣旨 本条は、許可を受けた者に対する搬入土砂等の数量等の台帳への記載義務について規定しています。

解説 許可を受けた者は、搬入日ごとに搬入時刻、搬入車両登録番号、土砂等の数量などを施工管理台帳に記載しなければなりません。

(土壌の調査等)

第 21 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から 3 月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後 1 月以内に、その結果を町長に報告しなければならない。

趣旨 本条は、許可を受けた者に対する土壌調査について、報告する義務について規定しています。

解説 許可を受けた者は、着手から完了(廃止・休止)までの間、3 か月の期間ごとにその間に使用された土砂等について土壌調査を実施し、町長に報告する義務があります。

(報告の徴収)

第 22 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し、土地の埋立て等の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた事業主は、求められた日から 14 日以内に報告又は資料の提出をしなければならない。

趣旨 本条は、報告の徴収について規定しています。

解説 町長は、埋立て等の施工に関し、計画に沿って行われているか報告を求めることができることとしています。

(立入検査等)

第 23 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業区域又は事業主の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土地の埋立て等に用いる土砂等を採用させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

趣旨 本条は、立入検査について規定しています。

解説

- 1 町長は、埋立て等の施工に関し、計画に沿って行われているか確認するため、立入検査ができることとしています。
- 2 また、町長が必要と判断した場合は、町が検査するための土砂等を採用する場合があります。

(改善命令)

第 24 条 町長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを命ずることができる。

- (1) 第 9 条第 3 項の規定による届出をしないとき。
- (2) 第 11 条第 2 項の規定による説明会を開催しないとき。
- (3) 第 13 条の規定による届出をしないとき。
- (4) 第 14 条の規定による標識を設置しないとき、又は変更しないとき。
- (5) 第 15 条第 1 項の規定による届出をしないとき。
- (6) 第 16 条第 1 項の規定による届出をしないとき。
- (7) 第 17 条の規定による届出をしないとき。
- (8) 第 18 条第 2 項の規定による届出をしないとき。
- (9) 第 21 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (10) 第 22 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (11) 第 23 条第 1 項の規定による検査又は採取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

趣旨 本条は、改善命令について規定しています。

解説 町長は、許可を受けた土地の埋立て等が許可基準に適合しない場合等には、改善するよう命令することができることとしています。

(措置命令)

第 25 条 町長は、第 8 条第 1 項に規定する許可の基準又は同条第 3 項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っている事業者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止、土砂等の除去若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のため必要な措置をとることを命じることができる。

2 町長は、第 7 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の許可を受けずに土地の埋立て等を施工している事業主又は第 10 条の規定により許可を取り消された事業主に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止、土砂等の除去若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のため必要な措置をとることを命じることができる。

3 町長は、土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、当該土地の埋立て等の停止その他必要な措置をとることを命じることができる。

趣旨 本条は、埋立て等に係る措置命令について規定しています。

解説

- 1 許可の基準や許可の条件に違反して改善命令を受けたにもかかわらず改善していない場合や無許可で土地の埋立て等を施工している場合は、土地の埋立て等の中止、土砂等の除去、原状回復等の措置をとるよう命じることができることとしています。
- 2 風水害や地震などにより土砂等の崩落や流出の危険が想定され、速やかに危険を回避しなければならない場合は、土地の埋立て等の停止、災害防止のための必要な措置をとるよう命じることができることとしています。

(土地所有者への勧告)

第 26 条 町長は、事業主が前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを勧告することができる。

趣旨 本条は、土地所有者への勧告について規定しています。

解説 事業主が、措置命令に従わないときは土地所有者に対して土砂等の除去や原状回復等をするよう勧告することができることとしています。

(土地所有者への命令)

第 27 条 町長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを命じることができる。

趣旨 本条は、土地所有者への命令について規定しています。

解説 土地所有者が第 26 条の勧告に従わないときは、土砂等の除去や原状回復等を命令することができることとしています。

(代執行)

第 28 条 町長は、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の規定に基づき、代執行をすることができる。

趣旨 本条は、代執行について規定しています。

解説 事業主が措置命令を受け、それを履行しない場合は、行政代執行法の規定に基づき、代執行をすることができることとしています。

(公表)

第 29 条 町長は、事業主が第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したときは、その氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及びその事実を公表することができる。

趣旨 本条は、命令違反があった場合の氏名等の公表について規定しています。

解説 町長は、事業主が措置命令に違反した場合は、氏名等を公表することができることとしています。

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨 本条は、施行に関する事項を規則で定めることを規定しています。

(罰則)

第 31 条 第 25 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 第 24 条第 9 号の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

3 第 24 条第 2 号、第 10 号又は第 11 号の規定による命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第 33 条 第 24 条第 1 号又は第 3 号から第 8 号までのいずれかの規定による命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

趣旨 第 31 条、第 32 条及び第 33 条は、罰則について規定しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、土を採取する事業を現に着手している場合において、当該事業の施工に伴い行われる土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等の事業主は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から 30 日以内に当該土地の埋立て等の事業区域ごとに、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。
- 5 前項に規定する届出書に変更があるときは、変更をした日から 14 日以内に、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。
- 6 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等について、当該土地の埋立て等の区域が第 4 項の届出の内容と合算して 1,000 平方メートル以上に拡大されたときは、施行日以後に拡大された事業区域については、第 2 項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。ただし、この場合において、事業主が第 9 条第 1 項に規定する変更の許可を受けようとするときは、この条例による改正後の美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を適用するものとする。

趣旨 附則では、条例施行日及び経過措置について規定しています。

解説

- 1 この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行され、令和 3 年 3 月議会で改正しました。改正後の美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後条例」といいます。）の施行日は令和 3 年 7 月 1 日となります。施行までの経過措置は次の 2～4 のとおりとなります。
- 2 改正後条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、なお従前の例によります。ただし、この場合において、事業主が第 9 条第 1 項に規定する変更の許可を受けようとするときは、改正後条例を適用します。
- 3 改正後条例の施行の際、現に着手していない土地の埋立て等については、改正後条例を適用します。
- 4 「着手」とは、第 13 条に規定する「着手の届出」で判断します。

IV 土地の埋立て等を実施するにあたっての留意事項

1 事業計画策定にあたって

- (1) 着手から2年以内に完了する計画としてください。(一時たい積事業は除きます。)
- (2) 関係機関、町関係課と事前に十分打合せを行い、この条例以外の法令等で規制があるものについては、それぞれの法令等の適用を受けることになるので、許認可等が必要なものについては併せて許認可等の申請をしてください。

関係法令等

- 森林法（昭和26年法律第249号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- 砂防法（明治30年法律第29号）
- 砂利採取法（昭和43年法律第74号）
- 採石法（昭和25年法律第291号）
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- 道路法（昭和27年法律第180号）
- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- 河川法（昭和39年法律第167号）
- 都市再開発法（昭和44年法律第38号）
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- 農地法（昭和27年法律第229号）
- 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
- 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）
- 生産緑地法（昭和49年法律第68号）
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

- (3) 3月ごとに行う土壌の調査について、その結果を町が確認するまでの間は土地の埋立て等
は行えないので、計画を立案する際には留意してください。

2 事業区域について

- (1) 事業区域の面積には、保安区域を含みますが、進入道路、現場事務所の敷地等は含みません。
- (2) 申請時において、現地にて事業区域及び実際に土地の埋立て等を行う区域を杭等で表示し
確認できるようにしておいてください。

3 使用する土砂等について

- (1) 改良土、埋立て資材、安全基準に適合しない土砂等、第4種建設発生土及び泥土について
は、埋立て等での使用を禁止します。従って、この条例により使用できる土砂等は、知事

等から許認可を得た採取場から採取された土砂等、建設発生土のうち自然発生土であって第1種～第3種建設発生土（安全基準に適合するものに限り）となります。

- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥等の廃棄物は、条例でいう土砂等には含まれないので、それらによる土地の埋立て等はありません。
- (3) 土地の埋立て等に使用する土砂等の発生元証明書、土壌調査試料採取報告書及び地質分析（濃度）結果証明書は、土砂等の発生場所ごとに必要です。
- (4) 使用する土砂等の発生元を愛知県内に限定します。

4 説明会の開催について

- (1) 説明会を開催する場所や時間について

例えば、地域の公民館において休日に開催するなど、住民が集まりやすい場所と時間で開催するようお願いします。地域の公民館の使用の可否については、各地区の区長にお問合せください。

- (2) 説明の内容について

説明会においては、次の項目について必ず説明をお願いします。

- ア 土地の埋立て等を行う目的に関する事
- イ 土砂等の発生場所に関する事
- ウ 土地の埋立て等に使用する土砂等に関する事
- エ 工事期間に関する事
- オ 作業時間に関する事
- カ 事業区域の安全対策に関する事
- キ 搬入経路・搬入時間に関する事
- ク 周辺道路の交通安全対策に関する事
- ケ 騒音、振動対策に関する事
- コ 粉じん対策に関する事
- サ 雨水排水対策に関する事
- シ 完了後の土地の形状、土地利用に関する事
- ス 災害等緊急時の対応に関する事
- セ 苦情等の対応窓口に関する事

- (3) その他留意事項

- ア 周辺住民等からの質問や要望等について聴く時間を設けてください。
- イ 説明会を欠席した周辺住民等についても理解を得られるよう対応してください。
- ウ 説明会を行わず戸別訪問にて説明を行った場合でも、その事実がわかるような書類の提出をしてください。

5 土採取との関連について

土採取を行った後土砂等を搬入し埋立て等を行う場合には、この条例に基づく申請時に採取工法について詳細が分かる図面等添付していただきます。

V 土地の埋立て等許可申請書等作成要領

- 提出部数は、正本 1 部、副本 3 部です。
- 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。
- 図面等で 1 つの図面に 2 つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等にその旨を明記してください。

1 土地の埋立て等許可申請書の記載

(1) 申請者

申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

また、申請者の印が必要な場合は、実印を押印してください。

(2) 土地の埋立て等の目的

埋立て、盛土、たい積の別を記載するとともに、土地の埋立て等を行う目的を簡潔に記載してください。

(3) 事業区域の位置及び面積

位置については、事業区域の地番をすべて記載してください。記入欄に書ききれない場合は、代表地番及び他〇筆と記載し、別紙で地番の一覧を添付してください。

面積については、事業区域の実測による面積を記載してください。

なお、合算して 1, 0 0 0 平方メートル以上となる事業の場合は、〔 〕内に既に完了した事業、既に着手している事業又は既に許可を受けている事業に係る面積を記載してください。

(4) 土地の埋立て等を行う期間

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画などから記載してください。

申請者が事業区域の土地の所有権を有しない場合は、土地所有者等の同意書に記載された期間の範囲内で記載してください。

(5) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生する者及び発生の場所

土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元事業者名及び当該土砂等の発生場所の地番を記載してください。なお、当該土砂等の発生元が複数予定される場合は、別紙で一覧を添付してください。

(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

予定容量計算書による量を記載してください。なお、各土砂等の発生場所からの予定量の合計に概ね一致するようにしてください。

(7) 土地の埋立て等の施工に関する計画

「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付してください。当該計画書は、施行規則別表第 2 に規定する施工に関する基準に適合した施工計画とし、別表第 2 に掲げた項目ごとに計画内容を記載してください。(P. 5 4 の様式参照)

(8) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付してください。当該計画書は、施行規則別表第3に掲げた項目ごとに計画内容を記載してください。(P. 55, 56の様式参照)

(9) 施工管理者の住所、氏名及び電話番号

土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った者で、工事施工中、現場に常駐できる方としてください。

2 添付書類の作成

(1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近見取図

ア 位置図：縮尺は1／10000程度とし、道路、地勢等の事業区域周辺の状況がわかるものとしてください。

イ 見取図：縮尺は1／2500程度で住居の立地状況等の周辺の状況が判別できるものを用い、事業区域の周辺300メートルの範囲を明示してください。

ウ 国、県道からの搬入路を明示してください。

(2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）

申請する日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

(3) 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

ア 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）：事業区域内の土地について全筆必要です。申請する日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

イ 公図の写し：事業区域及び隣接地を含むものとし、これらの土地について地番、地目、面積を明示し、事業区域については、赤枠で囲ってください。

(4) 土地所有者等の同意書

事業区域の土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の同意書を添付してください。

(5) 隣接地権者等の承諾書

事業区域の土地に隣接する土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の承諾書を添付してください。

(6) 説明会結果報告書

様式第4を用いて作成してください。

(7) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し

(8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

様式第6を用いて作成してください。

(9) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書

様式第7を用いて作成してください。

(10) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図

埋立て等に用いる土砂等について、その発生元から当該事業区域に至る流れがわかるよう作成してください。

(11) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図

図面の縮尺は、事業区域の現況の形状が判別できるものとし、事業区域付近の道路、水路等を含めて作成してください。

(12) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

図面の縮尺は、埋立て等の完了後の形状が判別できるものとしてください。また、雨水排水計画図には、当該雨水排水計画の根拠となった流量計算書等を添付してください。

(13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の位置図、現況平面図及び面積計算書

図面の縮尺は、土砂等の発生場所の現況の形状等が判別できるものとしてください。また、面積計算書には求積図等を添付してください。

(14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

(15) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した時点の位置を示す図面及び現場写真並びに資料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析（濃度）結果証明書

ア 位置図：採取場所が確認できる平面図とし、現場写真の撮影方向を明示してください。

イ 土壌調査試料採取報告書は、様式第 9 を用いて作成してください。

ウ 地質分析（濃度）結果証明書は、様式第 10 を用いて作成してください。

(16) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(17) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類又は許認可等の見込みのあることを示す書類

埋立て等の施工にあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許認可等の許可書等の写し又は、当該許認可機関の受付印が押印された申請書の写し等を添付してください。

(18) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 土地の埋立て等許可申請書・添付図書チェックシート

区 分	添付書類	書 類									
申 請 書		土地の埋立て等許可申請書									
添 付 図 書		事業区域の位置を示す図面									
		事業区域の付近の見取図									
		申請者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）									
		事業区域の土地の登記事項証明書									
		事業区域に隣接した土地の登記事項証明書									
		公図の写し									
		土地所有者等の同意書									
		隣接地権者等の承諾書									
		説明会結果報告書									
		請負契約書の写し（申請者が他の者に土地の埋立て等を請け負わせる場合）									
		土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画									
		土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書									
		土砂等の発生から処分までのフローシート									
		事業区域の現況平面図									
		事業区域の現況断面図									
		事業区域の測量図									
		事業区域の計画平面図									
		事業区域の計画断面図									
		事業区域の雨水排水計画図・流量計算書									
		土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の位置図									
		土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の現況平面図									
		土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の面積計算書									
		土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書									
		土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の土壌調査試料の採取地点位置図									
		土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の土壌調査試料の採取の現場写真									
		土壌調査試料採取報告書									
		地質分析（濃度）結果証明書 （採石法等認可採取場の場合は、土砂等売渡・譲渡証明書）									
	擁壁を設置する場合、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書										
	法令等の許認可等を受けたことを証する書類										
	<table><tr><td>法令等名称</td><td>許 認 可 等 の 名 称</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	法令等名称	許 認 可 等 の 名 称								
法令等名称	許 認 可 等 の 名 称										
	その他【										
	】										